○防衛省告示第二十九号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条及び第十九条の規定に基づき、館山飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日

防衛大臣　中谷　元

一　昭和三十五年防衛庁告示第三百四十九号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第四項第一号中「長さ　二百七十メートル」の下に「（一部四百三十メートル）」を加え、「九十四度―二百七十四度」を「九十度―二百七十度」に改める。

二　昭和三十五年防衛庁告示第三百五十号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第一図を次のように改める。

館山飛行場第一図

